

市立札幌豊明高等支援学校 生徒会 会則

第1章 総則

第1条

- 1 本会は、市立札幌豊明高等支援学校「生徒会」という。
- 2 本会は、市立札幌豊明高等支援学校生をもって会員とし、職員を顧問とする。
- 3 本会は、会員一人一人の自主的な活動によって学校を良くし、互いに協力し、将来よき公民としての資質を養うことを目的とする。
- 4 顧問は本校教職員とし、本会のすべての機関は顧問のもとにおいて活動する。
- 5 本会の活動は、学校長が認めた権限内とする。

第2章 組織

第2条 本会に下記の組織をおくことができる。

- 1 生徒総会
- 2 代表委員会
- 3 四役会
- 4 学級委員会
- 5 選挙管理委員会
- 6 外局
- 7 部

第3章 役員

第3条 本会には次の役員を置く。

会長	1人
副会長	1人
書記	1人
会計	1人
学級委員	各学級より1人
選挙管理委員	各学級より1人

第4条 会長、副会長、書記、会計は生徒会役員選挙により選出する。

第5条 学級委員、選挙管理委員は学級より選出する。

第6条 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選とする。

第7条 学級委員が生徒会役員選挙に出馬する場合、欠員を学級内で補選するものとする。

第8条 選挙管理委員は、生徒会四役に兼任を認めない。

第4章 生徒総会

第9条 生徒総会は全会員で構成し、本会最高の議決機関とする。

第10条 生徒総会は、原則として年に1回開催する。但し、次の場合には、校長の承認を得て、会長は臨時総会を開催することができる。

1. 全会員の3分の1以上の要請がある時
2. 教職員が必要と認めた時
3. 会長、および四役会が必要と認めた時

第 11 条 生徒総会は、次の事項を審議および決議する。

1. 前年度決算書の審議および承認
2. 本年度予算案の審議および承認
3. 役会および学級代表の年間活動計画書の審議および承認
4. その他

第 12 条 生徒総会の議長には、四役がこれに当たり、総会は、全会員の過半数の出席により成立し、決議は出席会員の過半数の賛成による。

第 13 条 生徒総会の議題は、原則として四役会より事前に公示されたものとする。

第 5 章 代表委員会

第 14 条 代表委員会は総会に次ぐ議決機関であり、生徒の自治活動を促進するため、四役会、学級委員会、各外局の局長、各部活動の部長によって構成し、下記の事項を審議決定する。

1. 生徒総会で討議すべき議案の作成
2. 予算案、および決算書
3. 生徒会行事等
4. 学級委員および外局、部活動より提案された事項
5. その他

第 15 条 代表委員会は、原則として年に 1 回開くものとする。ただし、構成員からの要求があった場合、四役会は必要に応じて、臨時にこれを召集することができる。

第 16 条 代表委員会は、定員の過半数の出席によって開き、議決は出席者の過半数の賛否による。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第 17 条 四役会は、本会の決定事項に関しては、校長の了解を得て、後にこれを公示する。決定事項は、原則として公示期間中、異議申し立てがなければ効力を発揮する。

第 18 条 代表委員会の決定事項に関する異議の申し立ては、全会員の 3 分の 1 以上の連署をもって四役会に提出する。

第 6 章 四役会

第 19 条 四役会は、生徒会の目的を達成するため、別紙「市立札幌豊明高等支援学校生徒会活動」の計画・執行にあたる。

第 7 章 学級委員会

第 20 条 学級委員会は本会員の学校生活の中心たるべき学級活動を通して、相互の人格向上並びに親和友愛を図り、社会的、道徳的資質を深めることを目的とする。

第 8 章 選挙管理委員会

第 21 条 選挙管理委員会は別紙「生徒会役員選挙実施計画」に基づき、直接選挙に関する一切の事務を行う。

第9章 外局

第22条 外局は、放送局、図書館をもって構成される。

第23条 生徒会会員は、いずれかの外局に加入することができる。

第24条 外局の正副局長は、局員の互選とする。

第25条 外局は、活動および予算執行にあたって、顧問の指導を受けるものとする。

第26条 以下の事項については別紙「外局・部 運営規定」に準ずるものとする。

1. 設置と廃止に関する事
2. 構成運営に関する事
3. 保険に関する事
4. 対外行事参加に関する事

第27条 各外局運営に関する経費は本会より支出される。

第10章 部活動

第28条 本会は、文化系、体育系の部活動をおくことができる。

1. 会員は、いずれかの部活動に加入することができる。
2. 部活動の正副部長は、部員の互選とする。
3. 部活動の新設は顧問となる教諭の承諾を得て、部活動運営会議において審議承認され、職員会議の承認を得なければならない。
4. 部活動は、活動および予算執行にあたっては、顧問の指導を受けるものとする。
5. 部活動に関わる活動方針及び部活動運営については「外局・部 運営規定」を生徒会部のもと、別に定める。

第11章 任期

第29条 本会の各機関の任期は次のとおりとする。

1. 四役会役員の任期は、1年（8月～7月）とする。
2. 学級委員の任期は1年（4月～3月）とする。

第12章 会計

第30条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

1. 本会の会費は、定められた期日までに事務に納入しなければならない。
2. 生徒会の経費は生徒会費、またはPTAの助成金をもってこれに充てる。
3. 予算の割り当ては、毎年5月に生徒総会において決定する。

第13章 附則

第31条 本会則の改廃は、全会員の過半数の同意を得るものとする。

令和6年5月16日 改訂
令和7年4月1日 施行